

へ寄りたる方位。目「十二支を十二時

時刻の」に配して。ふ。さき(時)「参照」昔の時刻の。今の午後十時。あどき。源氏「夕つ方出てさおはしして。亥(子)の時にはおはしし著きなん」

お猪(名)「動」猪(シ)「家」の總稱。今は、専ら猪(シ)をいふ。和名猪、一名、豚、井。

お蛸(名)「動」蛸(シ)に同じ。「古語」和名蛸、俗用二城城二字、本文未詳。其貌似蛸而大者也」

お蘭(名)「植」蘭科に属する多年生の草。莖は圓く細長くして、高さ一二尺乃至四五尺、暗緑色にて、中に白色の縷あり。葉は莖の下部と花部とに生じ、鱗状をなす。夏、莖の上部に花梗側生し、多く分枝して、緑褐色の細花を綴る。沼澤等に自生し、又水田に栽培す。建又は疊表などに織ること、細蘭(シ)太蘭(シ)に同じく、縷は燈心に用ふ。さぎのしりさし。しりさき。とうしんぎ。ぬぎ。字鏡蘭、蘭、各井。

蘭の上下(名)「句」おんがう(蘭金剛)に同じ。

お藍(名)「植」ある(藍)に同じ。

お威(名)「い」きほひ。威力。威光。權勢。威ありて猛からず「句」論語の述而篇に「子温而厲、威而不猛、恭而安」とあり。威嚴ありて、あらあらしからず。威を震らす「句」唐書の魏徵傳に「徵有忠膽、每犯顔進諫、雖逢帝甚怒、神色不徙、而天子亦爲震威」とあり。怒解く。腹立なほる。

お章(名)「な」めしがは。

章を佩びて、自ら緩(シ)くす「句」「章(シ)の佩を見よ」章は柔かなるものなれば、これを帯びて、自ら戒め、氣質を緩かにす。「(シ)を佩びて自ら急に」に對して。

お緯(名)「織」物の横絲。よこ。ぬき。(經(シ)に對して)「あせん緯線」の略。(經(シ)に對して)「布。たれきぬ。まく。

帷幃(名)「室」の周囲に垂れめぐらせる帷を縫ぐ「句」馬鳴(シ)帷を縫ぐ」

帷を縫ぐ「句」馬鳴(シ)帷を縫ぐ」

帷を縫ぐ「句」馬鳴(シ)帷を縫ぐ」

を見よ。

帷を下(シ)す「句」漢書の董仲舒傳に「爲博士下帷講誦、三年不窺園」とあり。塾を開きて、諸生に教授す。

お位(名)「くら」位に同じ。

お遺(名)「遺失すること、又、遺失したる物。おとしもの。

遺を拾はす「名」「史記の孔子世家に「男女行者別手塗、塗不拾遺」とあり。道徳行はれて、路上の遺失物を拾ひ取る事す。拾遺に無し。史記の商君傳に「道不拾遺、山無盜賊」とあり。法律嚴しきため人民刑を畏れ、路上の遺失物を拾ひ取る事をす。す。遺を拾ふ「句」史記の汲黯傳に「黯曰。願出入禁闔、拾遺補過」とあり。人の行の缺點を補ふ。

遺を拾ふ「句」史記の梅福傳に「高祖取楚、如拾遺」とあり。至りに容易なることの譬。「爲」参照。

お胃(名)「動」脊椎動物の消化器中、主要なるもの。糞状をなし、前方は食道に、後方は腸に連なる。鳥類以上のは、構造複雑の度を増し、哺乳類中に於ては、肉食するものは單一乳れども、草食するものは、概ね二房又は四房に分れ、特異の構造を有す。人類のは、左側横隔膜の下に位し、レントルト状をなし、食道に連接する所を噴門、腸に連接する所を幽門といふ。外壁を胃壁といひ、平時は皺をなせども、食物の入り来る時は張れて、内部に無數に存する胃腺より、胃液を分泌し、食物を消化す。あぶくる。あふ。くそぶくる。くそわたぶくる。二十八宿の。西方に位するもの。

お蛸(名)「動」はりねずみ(蛸)に同じ。

お用(助数)植物の幹などの周囲を測るに用ふる語。兩手を擴げてかかふるだけの長さ即ち六尺ほどを、一圍とす。一説には、親指と小指とを伸べたるだけの長さ、即ち五寸ほどをいふ。

おあい遺愛(名)「漢書の敘傳に「淑人君子、時同功異、沒世遺愛、民有餘思」とあり。死後にまで遺り留まるほどに愛すること、又その愛情。左傳の昭公二十二年の條に「及子產卒、仲尼聞之、出涕曰。古之遺愛也」とあり。古人の仁愛の遺風が現れてあること。

おあい畏愛(名)「畏敬して親むこと。

おあい遺愛寺(名)「白居易の山家と支那江西省の廬山に在る寺。

おあかす居明す「動四自」夜の明くるまで、寝ずに坐り續く。(居暮すに對して)「まこと、志ことなる人は、はやなど、あまたたび遣らはるれど、なほ居あかせば」

おあがる居上る「動四自」座席より立ち上りかく。立ち上らんとて、中腰(シ)になる。字「只今取りに遣さんはいかにと、居あがりぞきて申せば」

おあくる帷幄(名)「と」とり、あげまくと。漢書の高帝紀に「運三帷幄之中、決勝千里之外」とあり。幕を張りめぐり、決勝計をなす所。帷帳。帷幕。

おあつかり居預(名)「寺院に居て、調度を取り扱ふ役の僧。

おあつまる居集まる「動四自」集まりて坐る。あこぞる。源氏「うちしほたれつつ居集まりたるを」

おあはす居合はす「動下二自」その時、丁度、その席に居る。醒睡、隣なる家主(シ)の女房居合はせて」

おあひ居合(名)「劍術の一派。居ながらすはやく刀を抜き、敵と立ち合ふ技。林崎重信に創るといふ。一代男その比」は、捕手(シ)居合はやりて」

おあひこ居合腰(名)「居合をなす時の腰つき。源氏爲頼子斯「兩方力」む居合腰」

おあひぬき居合拔(名)「居合の術、又そのあまなる居餘る「動四自」あこぞる居合るに同じ。落葉上達部(シ)殿上人は、居あまるまで多かり。場處に比して、人数多き餘り溢る。太平記都合、その勢、七萬餘騎、大嶋渡邊、尼崎、鳴尾(シ)西宮(シ)に居餘りて」

おあん慰安(名)「慰めて安心せきすること、又、慰めて安心すること。

おあんくわい慰安會(名)「或一團の人人に慰安を與ふる會合。

おあを位襖(名)「位階によりて、服色異なる制度なりしよりいふ。あはう(位袍)参照」あを(襖)に同じ。「意を追述す」

おい井伊(名)「姓」の。本姓は藤原。藤原良門(シ)の子利世の裔。利世の子に少納言共良あり、その曾孫備中守共資、遠江國に移住し、その子共保、同國井伊谷(シ)に居りて、始めて井伊氏を稱す。後信濃守直平等に至りて、今川氏に屬す。直平の曾孫直政、徳川氏に仕へ、子直勝の代に、彦根に治す。世襲して、明治維新に至り、伯爵を授けらる。又、直勝、初、父の遺領を襲きたれども、多病のため、家を弟直孝に譲りて、上野の安中(シ)城に移り、子直朝、病によりて、一旦除封せられ、子直矩、又、越後國興板(シ)を賜はりて、家名を相續し、明治維新後子爵を授けらる。

おい透逦透移(名)「斜に續けるさま。

おいいぬ畏友(名)「畏敬すべき友。

おいいぬのかみ井伊掃部頭(名)「人」あいなほすけ(井伊直弼)に同じ。

おいいつ遺佚(名)「孟子の公孫丑上篇に「遺佚而不怨、阨窮而不憫」とあり。君に見捨てられて、用ひられぬこと。

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

おいなほすけ井伊直弼(名)「人」徳川氏の重臣。直中の第十四子。幼名は鐵之介。後鐵三郎。累進して左近少將に至り、

同じ。萬葉降る雪はあはにな降りそ古
隠(ひそ)の猪養の岡の塞(ふさ)きなきまくに
おかひへ猪養部猪飼部猪甘部(名)
上古猪養の職に従事せし部民。
おかん 達勘(名)あちよく(達勘)に同じ。
おかん いかにも、達勘、逃れ候ふべきにあ
らず。

おかん 遺憾(名)さんねん(残念)に同じ。
おかん 居眠(名)相撲(ふ)にて、紛(ま)の
十二手の一。非衛業河内通十二の拾(と)
の十二の投(な)り、立(た)が、居が、強
(き)の腰。

おかん 胃痛(名)「醫」胃に生ずる痛腫。
四十歳以後の人に多く發し、部位は、咽喉
に最も多し。味覺に變狀を來し、胃痛を
感じ、沈澱物又は血を吐き、胃部に腫瘍を
觸知するを得。「なること」。

おかん 偉岸(名)身體偉大にして、立派
おかん 門 偉岸門(名)「延暦十三年、
大内裏造督の時、丹波の猪飼氏、その經
營、作造を擔當せしより、猪飼と音相近き
偉岸の文字を充てて、名としたるもの」平
安京宮城の十二門の内、北面の中央、達智
門の西、安嘉門の東にありしもの。一名、
不開御門(かひぬかみかど)。

おかん 蘭草 蘭葦(名)「蘭の莖の皮。安
嘉蘭草、蘭のげげといふは、蘭がらにて作
りたる草履なり」。

おかん さうり 蘭草履 蘭葦草履(名)
後端を反らせ、鼻緒は太く、蘭草にて巻
き、前竈に紙を用ひし草履。徳川時代に、
武士及び有徳の町人の間に行はれたる。
おかん りう 爲我流(名)柔術の流儀の一。
水戸の人畑左右衛門満真を祖とす。

おかん 域(名)さかひ。區域、範圍。境域。
おかん 位記(名)敘位の旨を記して賜ふ
文書。大寶令の制度にては、勅授には内
印、奏授には外印(す)を捺し、中世以後は、
又敘位に當り、口宣(く)の手續に依りし
ことあり。現制度に於ては、一位のは、親
署の後、御璽を鈐し、宮内大臣、年月日を
記入してこれを副署し、二位以下、四位
以上には御璽を鈐し、同大臣、年月日を

記入して、これを奉じ、五位以下のは、同
大臣の印を鈐し、同大臣、年月時を記入し
て、これを宣す。あかい(位階)参照。
位記の宣命(き)贈位の由を記載せる
宣命。

位記の返上(き)有位者の願出により
又は、禁錮以上の刑に處せられたるか、
その他、體面を汚辱する行爲ありたる
時、命ぜられて、位記を返上すること。
おかん 威氣(名)威力ある氣勢。いきご
み。運ぶ色氣(しき)威氣。

おかん 偉器(名)偉大なる器量。すぐれて
大なる人物。大器。
おかん 委寄(名)委任し寄託すること。
おかん 委棄(名)棄つること。棄てて、
顧みぬこと。「法」己の權利を棄てて、
他人の爲す所にまかせ、敢てこれを顧み
ざること。

おかん 遺棄(名)「携へたる物を棄てお
くこと。」「法」扶養の義務ある者が、
その扶養すべき者を棄てて省みず、飲食
衣服などを與へざる所爲。
おかん 彙記(名)よせあつめて、部類わけ
に記すること。「所」ゆき。

おかん 居木(名)鞍臺の上の、尻を當つる
おかん 威儀(名)威ありて、容儀の則る
べき狀態。行儀正しき態度。おごそかな
る立居振舞。坐作進退。袈裟に附け
たる平紐の紐にして、肩に掛くるもの。
威儀三千(き)「禮儀三百、威儀三
千」を見よ。「佛」具足戒の二百五十
に對してその他の細行をも合はせて、
その概数を、言ふ語。「に」同じ。

威儀の御膳(ご)「(名)「晴(は)の御膳」
威儀の陣(き)古、朝廷にて、大禮の
際、儀衛を整ふるために、衛府(き)の陣
列せしこと。
威儀の内命婦(ないめいぶ)「(名)次條に同
じ。

威儀の女房(によう)「威儀の命婦」に同
威儀の法師(ほうし)「(名)威儀師」に同
じ。精進、置二威儀法師六員」。

威儀の御馬(ご)「(名)古、行幸に従ひ
し、飾の御馬。
威儀の親王(しん)「(名)古、御即位式な
どの時、威儀を整ふることを掌りし親
王。大鷲寺部卿の宮、……、威儀のみこ
をさへせさせたまへりしよ」。

威儀の命婦(めいぶ)「(名)古、即位などの
大禮の際、威儀を整ふることを掌りし
命婦。大鷲寺の命婦、朝拜の威儀
の命婦にて出でたりけるを」。

おかん 園基(き)「(名)園基に同じ。東宮
年中行事、おきの盤」
おかん いしき 域下意識(き)「哲」『英
文大辭典』は「いしき(半意識)に同じ。
おかん ぐわい 域外(き)區域の外、範圍
外。(域内に對して)。

おかん 遺棄罪(き)「法」扶養監護の
義務ある者が、八歳未満の幼者又は自活
の道なき老若、疾病者を遺棄し、若しく
は、自己の所有地又は看守すべき地所に
遺棄せられたる幼者、老若者あること
を知り、又、疾病に罹りて昏倒せる者あるこ
とを知りて、扶助せず、又は、官署に申告
せざる等の罪。

おかん 威儀師(き)古、授戒の時、三師
の一人として、受戒者に、坐作進退の威儀
を指示し、又は、法會の際、衆僧の儀式、作
法を指揮する僧。延喜式には定員六人と
あれど、時によりに増減ありたり。官符
を賜ひて、治部省、これを補する例なり。
江家萬載、威儀師引三御前僧、入、自明義仙
華等門」。

おかん じやう 位記狀(き)「(名)「(位記)に同
おかん 威儀僧(き)「(名)「(威儀師)に同
じ。大鷲、威儀僧には、えも言はぬ者ど
もえらせ給へり」。

おかん へんじやう 位記返上(き)「位記
の返上」に同じ。
おかん ほうし 威儀法師(き)「威儀の法
師」に同じ。

おかん 遺金(き)遺失したる金銭。
おかん やく 違格(き)「格(き)の制規に違
背すること、又その違背したる罪。

おかん やく 違却(き)「前條の語の轉義」
條理に違背すること。不埒。不都合。違
誤。いらぬ化粧業、何とぞ違却千萬」。
おかん やく 畏懼(き)「(名)おそれること。お
ちおそれること」。

おかん やく 違逆(き)條理に順はず、さか
らふこと。盛衰記守屋(き)之違逆」。
おかん やく 圍局(き)「(名)「(碁盤)に同じ。
おかん やく 委曲(き)「(名)くはしく、こまかな
ること。つづき。つばら。委細。委悉。

おかん 居懼(き)「(名)足の指の傷。」「懼。
おかん 居草(き)「(名)「(植)る草」に同じ。
おかん 居腐(き)「(名)或場所に身を落ち
つけたるまま、何時までも他へ移らぬこ
と。傾城島原合戦「明日日出る廊を得出
でず、居腐にする法もあれ」。

おかん 居曲(き)「(名)舞の伴なはね能(き)の
曲。例へば「井筒」「安宅(き)」など。(舞
曲(き)に對して)。
おかん 居糞(き)「(名)坐りたるままに
て、大便をすること。鷲男の我(き)には、
居糞を垂れよ」。

おかん 猪口(き)「(名)「(植)さるのこしかけ
科に屬する高等菌類。傘は圓くして、直
徑一寸五六分、表面は黄褐色に撒挽色を
帶び、短毛密生し、肉は黄褐色、裏面は緑黄
色を呈す。柄は高さ一寸ばかり、表面黄
色にして、多數の縱走せる隆條あり。食
用に供するを得。あはたけ」。

おかん 井口(き)「(名)「(地)美濃國岐阜の古稱。
おかん 蘭履(き)「(名)「(名)「(蘭金剛)に
同じ。葉をむぐつどもをはきたり」。
おかん 猪頸(き)「(名)「(名)「(人の頸部の、猪の如
く、短くすくめるもの。(鶴頸に對して)。
「胃」なを、仰のけに著たること。平治
「白星の兜……猪頸に著た」。

おかん 居食(き)「(名)職業無くして、日を送
ること。徒食。坐食。傍つれづれ「五十人
口ゐぐひにしても餘るべき事なるに」
居食すれば、山も空し」(名)「(名)「(坐して
食へば、山も空し)に同じ。「諺語」。

おかん やく 違却(き)「前條の語の轉義」
條理に違背すること。不埒。不都合。違
誤。いらぬ化粧業、何とぞ違却千萬」。
おかん やく 畏懼(き)「(名)おそれること。お
ちおそれること」。

おし位子〔名〕大寶令の制度にて、内

おせい 遺制【名】**一**前代より遺り傳は

に、即ち赤道に並行して、東西に廻れるも

おそしう 韋蘇州【名】「人」みおうぶつ(韋

阿難・目連を従へて、獄中に臨み、韋提希

おたけ

をして、廓然大悟せしめたりといふ。觀無量經に記せる所にして、淨土教の起原とす。

おたけいけふにん 草提希夫人〔名〕〔人〕前條に同じ。〔註〕曲實者「和光の垂迹」云々、草提希夫人の姿を現しおはす。

おたけおる 居高ぶる〔動四目〕居丈高〔註〕なりて怒る。

おたけ 居室〔名〕きよたけ〔居室〕に同じ。雪女五枚羽子板「木阿彌右衛門太郎清祐が居室」云々の身代に誤ましからず。

おたけ 遺澤〔名〕死後にまで遺りたる恩澤。遺徳。

おたけ 委託〔名〕①ゆだねたのむこと。まかすること。委託。②〔法〕物品等を預け渡して、或事務を依頼すること。

おたけ 唯諾〔名〕承知の意を示す返事。承諾の聲。諸唯。

おたけおひひようごん 委託追證據金〔名〕〔商〕委任證據金の一。仲買人が委託を受けてなせる賣買につき、委託者が現在の建玉〔註〕の約定値段と、その後の各場の大引〔註〕値段、又、大引値段なき場合には、寄附〔註〕値段とを比較し、取引所に差し入れたる又は差し入るべき本證據金の半額以上に相當する差額を生ぜる時、その差額が、本證據金の半額に達する毎に、一時又は順次に、損方の委託者より仲買人に差し入れしむるもの。〔取引所の語〕

おたけくがくせい 委託學生〔名〕いたくがくせい〔依託學生〕に同じ。

おたけきん 委託金〔名〕他に委託したる又は、他より委託せられたる金。

おたけくわんり 委託管理〔名〕いたくわんり〔依託管理〕に同じ。

おたけくしや 委託者〔名〕委託をなしたる當人。

おたけくしやうひん 委託商品〔名〕いたくはんはいひん〔委託販賣品〕に同じ。

おたけくしやうひん 委託商品〔名〕いたくはんはいひん〔委託販賣品〕に同じ。

おたけくしやうひん 委託商品〔名〕いたくはんはいひん〔委託販賣品〕に同じ。

おたけくしやうひん 委託商品〔名〕いたくはんはいひん〔委託販賣品〕に同じ。

おたけくしやうひん 委託商品〔名〕いたくはんはいひん〔委託販賣品〕に同じ。

おたけくしやうひん 委託商品〔名〕いたくはんはいひん〔委託販賣品〕に同じ。

おたけくしやうひん 委託商品〔名〕いたくはんはいひん〔委託販賣品〕に同じ。

おたけ

證據金委託追證據金委託增證據金の三種に分つ。各條を見よ。〔取引所の語〕

おたけいせい 委託生〔名〕いたくせい〔依託生〕に同じ。

おたけくがた 委託手形〔名〕〔商〕いたくくがた〔依託手形〕に同じ。

おたけくはいはい 委託賣買〔名〕〔商〕自己の商品を、他人に委託して賣買せしむること、即ち委託販賣と買付委託との總稱。〔普通賣買に對して〕

おたけくはんはい 委託販賣〔名〕〔英〕Assignment〔商〕自己の商品を、他人に委託し、その他人の名義にて販賣すること。〔受託販賣に對して〕

おたけくはんはいかんちやう 委託販賣勘定〔名〕〔商〕委託販賣に關する一切の費用、即ち取り立つべき代金、及び、代金取立上の諸入費、立替金手数料などの勘定。〔簿記にて、委託販賣に關する金銭收支の勘定〕

おたけくはんはいてん 委託販賣店〔名〕委託販賣をなす商店。

おたけくはんはいひん 委託販賣品〔名〕委託販賣の目的たる物品。委託商品。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託販賣品勘定〔名〕〔商〕いたくはんはいひんかんちやう〔委託品勘定〕に同じ。〔物〕に同じ。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品〔名〕いたくくがた〔委託〕を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託品質上帳〔名〕〔商〕委託品の質上に關する事項を記入する帳簿。

おたけ

おたけくがた 委託物〔名〕他に委託したる又は、他より委託せられたる物品。委託品。

おたけくがたひせう 委託物費消〔名〕〔法〕委託せられたる物品を、委託者の承諾を経ずして費消すること。

おたけくがたひせう 委託物費消罪〔名〕〔法〕委託物を費消するによりて成立する罪。横領罪の一種。費消罪。

おたけくはんはいひんかんちやう 委託本證據金〔名〕〔商〕委託證據金の一。仲買人が、委託を受けてなしたる賣買につき、取引所に本證據金を差し入るべき事由の生じた場合に、委託者より、仲買人に差入るるもの。〔取引所の語〕

おたけくはんはいひんかんちやう 委託增證據金〔名〕〔商〕委託證據金の一。仲買人が、委託を受けてなしたる賣買につき、取引所に増〔註〕證據金を差し入るべき事由ある場合に、委託者より、仲買人に差し入るる、それと同額のもの。〔取引所の語〕

おたけくはんはいひんかんちやう 委託林野〔名〕市町村又は市町村内の一部に保護を委託せる、國有の林野。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。おたけくはんはいひんかんちやう 居室〔名〕坐りてある時の、身のため。坐墊。

おたけ

おたてん 草駄天・草陀天・達陀天〔名〕〔佛〕涅槃經の卷七に「梵天・大自在天・達陀天・迦樓羅天」とあり。正音は Gāndhārī (私建陀提婆)なるを誤り來れるものにて、その事は、雲公の涅槃經に説けるを、慧琳音義の卷二十五に引證して、「草陀天、譯「迦樓羅」云云私建陀提婆。私建陀云陰也。提婆云天也。但建陀相違。故筆家誤耳」とあり。佛法守護の神の一。四天王の一なる増長天の眷屬にて、三十二將中の首位を占むといふ。釋迦の、涅槃經に入りし時、足疾曳、隊を窺ひて、佛身を掠奪せしを、追ひ掛けて、取り戻したりとの傳説あり。俗に、疾く走る神とす。草駄天神。〔註〕曲實者「この寺を守護し奉る草駄天神とは、わが事なり」

おたてんあし 草駄天草毛〔名〕足疾き草毛の馬。大機虎種物書「駿足の逸物云々、草駄天草毛、これなんめり」

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕

おたてんじん 草駄天神〔名〕〔佛〕おたてんじん〔草駄天〕に同じ。〔早く走ること〕



(んでた)

おなかじゆじや 田舎儒者〔名〕迂遠にして困陋なる儒者を嘲りていふ語。迂儒。腐儒。村夫子。

おなかじゆたん 田舎初段〔名〕開基にて、初段の技ありと稱しながら、實は初段に劣るにいふ語。〔の汁粉。あなか。おなかじゆたん 田舎汁粉〔名〕潰餛飩。おなかすまひ 田舎住〔名〕田舎に住むこと。さいしよすまひ。

おなかせかい 田舎世界〔名〕田舎の土地。あなか。〔古語〕更科あなか世界の人の見えるを。

おなかそだち 田舎育〔名〕田舎にて育つこと。あなかだち。俗つれづれ「如何なる田舎育も、格別になりぬ」。

おなかだいじん 田舎大盡〔名〕田舎ずまひの金持。田舎者なる大盡客。一代男田舎大盡印鑑あけて。

おなかたち 田舎立〔名〕田舎にて生ひ立つこと。あなかそだち。〔舊語〕このぬしは、田舎だちの者なれば。

おなかだんご 田舎團子〔名〕潰餛飩をまぶしたる團子。

おなかづと 田舎裏〔名〕あなかみやげ(田舎土産)に同じ。非難あなかつとなど、常は送りて。

おなかべえ 田舎兵衛〔名〕あなかもの(田舎者)を罵りていふ語。

おなかて 田舎出〔名〕田舎者の、近頃都會に出て来りたること、又その人。やまだし。ほつとて。あなかはひで。〔浮世風言〕「田舎出の人か、何か、當世めかぬ、律義のな人」。

おなかてん 田舎點〔名〕田舎言葉めきおなかなまり 田舎訛〔名〕言葉に、故郷の訛のあること、又その言葉。さとなまり。くにないこと。

おなかは 猪名川〔名〕〔地〕攝津國にある川。豊能郡が峯に發し、川邊(が)郡に入り、豊能郡との境に沿ひて、遂に神崎川に入る。流程十一里餘。一名、池田川。名、五月雨にゐるの川岸水越えて小笹が原やいづくなるらん。

おなかはひで 田舎遠出〔名〕あなかて(田舎出)を強めていふ語。

おなかびと 田舎人〔名〕あなかもの(田舎者)に同じ。伊勢あなか人の歌にてはよしや、あしや。和名、田舎人、倅那迦比斗。

おなかぶ 田舎ぶ〔動上二自〕あなかじむ(田舎染む)に同じ。源兵衛あさましうあなかじたりし。

おなかぶ 田舎風〔名〕田舎じみたる有様。田舎の風俗。

おなかぶ 田舎武士〔名〕あなかさむらひ(田舎侍)に同じ。

おなかま 田舎間〔名〕曲尺(が)にて、五尺八寸を一間とするもの。〔京間(が)に對して〕。猪養備白田舎間の薄べり寒し菊の宿。

おなかまはり 田舎廻〔名〕あなかあるき(おなかまはり)を詰める、田舎風の饅頭。

おなかみそ 田舎味噌〔名〕麥麴にて製したる味噌。色赤黒く、味鹹し。

おなかみち 田舎道田舎路〔名〕田舎のみち。村の道路。

おなかみやげ 田舎土産〔名〕田舎よりのみやげ。あなかつと。

おなかむき 田舎向〔名〕田舎の人の嗜好に適してあること。

おなかむじや 田舎武者〔名〕あなかさむらひ(田舎侍)に同じ。十訓あはれも顧みぬ田舎武者。

おなかむすめ 田舎娘〔名〕田舎そだち(田舎者)の娘。村娘。

おなかめ 田舎目〔名〕昔の秤の目の一。斤兩の数は詳かならねど、京目(が)より斤兩からんといふ。(京目に對して)

おなかめく 田舎めく〔動四自〕あなかじむ(田舎染む)に同じ。若風烏田舎めきたる男。

おなかもの 田舎者〔名〕田舎の人。田舎育の人。あなかびと。あなかうど。田舎。田不作法なる人を罵りていふ語。

おなかもの 田舎物〔名〕田舎にて作りたる品物。其遺戸(が)厨子、何も、あな

か物は、いやしげなり。

おなかや 田舎家〔名〕田舎の家。公住集「春あなかにあそびしたる所に」。

おなかやくしや 田舎役者〔名〕田舎芝居の役者。田舎まはりの役者。田舎の拙劣なる役者を罵りていふ語。

おなかやまぶし 田舎山伏〔名〕田舎の山伏。太平記田舎山伏の熊野參詣する體。

おなかよめ 田舎姫〔名〕田舎の遊女。傾城反魂香田舎よめと笑はれず。

おなから 居乍ら〔動上二自〕坐りたるままにて。身を動かさず。紀「坐、キナガ」。

おなかる 居流る〔動下二自〕長く並びて坐る。居並ぶ。平雲末座には、八箇國の大名小名居流れたり。

おなかわざ 田舎業〔名〕田舎のしさま。源兵衛、雙六(の)盤調度、彈碁(の)具など、あなかわざにしたり。

おなかわすれ 田舎忘〔名〕田舎ずまひの時の事を忘るること。猪養備、早出仕したまひて、田舎忘るべし。

おなかわたらひ 田舎渡〔名〕田舎に行き通ひて、生活する。あなかわせき。〔古語〕伊勢あなかわたらひしける人の子ども、井のものに出て遊びけるに。

おなかをど 田舎男〔名〕男の田舎者。

おなかをんな 田舎女〔名〕女の田舎者。

おなきぐさ 田舎草〔名〕「植」あなこち半塗に同じ。二手の一。

おなけ 居投〔名〕相撲(の)投(の)の十おなけ 居馴染む〔動四自〕その家又はその場所に久しく居てなじむ。猪養備「燕(の)の居なじむ空やほととぎす」。

おなけ 猪名野〔名〕〔地〕攝津國猪名川の兩岸(の)地。あな(猪名)参照。新古今「しながどりりな野を行けば有馬山夕霧立ちぬ宿は無くして」。

おなけのみな 爲奈港居名港猪名港〔名〕〔地〕攝津國猪名川の、神崎川に注ぐ邊にありし泊舟の地。千載浮梁するあな

の港に開ゆなり鹿の音おろす峯の松風。

おなほ 猪苗代兼裁猪苗代兼載〔名〕〔人〕連歌師。陸奥猪苗代小田方村の人。耕閑齋と號す。京師に上りて、宗祇の門人となり、その謬を受けて、花の下(の)號を襲ふ。永正七年歿す。年詳かならず。著所、兼載雜談あり。

おなほ 猪苗代湖〔名〕〔地〕岩代國にありて、北會津(の)耶麻(の)安積(の)の三郡に互れる湖。周圍十三里十九町。風景に富む。阿武隈(の)川との間に、猪苗代疏水あり。

おなほ 猪苗代城〔名〕岩代國耶麻(の)郡猪苗代町の西南なる丘上に在りし城。鎌倉時代以來、豪族佐原氏の居りし所。佐原氏は黒川(後世の若松)の輩名氏に屬せしが、怨を抱きて、伊達政宗と共に輩名氏を滅ぼし、以後、伊達氏に屬す。後、浦生加藤松平の諸氏若松城に居る者、この城を支城とす。明治元年、若松城と共に、官軍に圍まれ、陥落の後、廢城となる。

おなへ 員辨〔名〕〔地〕伊勢國の十郡の一。郡役所を大泉原(の)町に置きたり。

おなほり 居直〔名〕あなほること。二天條の略。

おなほり 居直強盜〔名〕竊盜が強盜に變すること、又その盗人。あなほり。

おなほる 居直る〔動四自〕改めて坐る。坐りなほす。源兵衛息所(の)すこしあざり出たたまふけはひすれば、やをら居なほりたまふぬ。田居すまひを正しくして、相手に向ふ。相手に對する態度を、急に改む。著國毛、相むく生ひたる腕(の)をさし入れて、助康が顔を撫ておろしけり。その折、きと居なほれば、引き入れけり。傾城反魂香女房居直り、さあ、又平(の)殿。

おなむ 居並む〔動四自〕次條に同じ。源兵衛の居なみうなりたりつるけしきとぞ、あはれに思ひ出たたまふ。

おならぶ 居並ぶ〔動四自〕並びて坐る。

おなほり 居直る〔動四自〕改めて坐る。坐りなほす。源兵衛息所(の)すこしあざり出たたまふけはひすれば、やをら居なほりたまふぬ。田居すまひを正しくして、相手に向ふ。相手に對する態度を、急に改む。著國毛、相むく生ひたる腕(の)をさし入れて、助康が顔を撫ておろしけり。その折、きと居なほれば、引き入れけり。傾城反魂香女房居直り、さあ、又平(の)殿。

おなむ 居並む〔動四自〕次條に同じ。源兵衛の居なみうなりたりつるけしきとぞ、あはれに思ひ出たたまふ。

おならぶ 居並ぶ〔動四自〕並びて坐る。

おなほり 居直る〔動四自〕改めて坐る。坐りなほす。源兵衛息所(の)すこしあざり出たたまふけはひすれば、やをら居なほりたまふぬ。田居すまひを正しくして、相手に向ふ。相手に對する態度を、急に改む。著國毛、相むく生ひたる腕(の)をさし入れて、助康が顔を撫ておろしけり。その折、きと居なほれば、引き入れけり。傾城反魂香女房居直り、さあ、又平(の)殿。

おなむ 居並む〔動四自〕次條に同じ。源兵衛の居なみうなりたりつるけしきとぞ、あはれに思ひ出たたまふ。

おならぶ 居並ぶ〔動四自〕並びて坐る。

おなほり 居直る〔動四自〕改めて坐る。坐りなほす。源兵衛息所(の)すこしあざり出たたまふけはひすれば、やをら居なほりたまふぬ。田居すまひを正しくして、相手に向ふ。相手に對する態度を、急に改む。著國毛、相むく生ひたる腕(の)をさし入れて、助康が顔を撫ておろしけり。その折、きと居なほれば、引き入れけり。傾城反魂香女房居直り、さあ、又平(の)殿。

おなむ 居並む〔動四自〕次條に同じ。源兵衛の居なみうなりたりつるけしきとぞ、あはれに思ひ出たたまふ。

おならぶ 居並ぶ〔動四自〕並びて坐る。

あな

あな

あな

あな

あなむ。列坐す。
おなり。居爲〔名〕。その場所より、少しも移り動かぬこと。夫々、今朝見れば花も移生〔名〕。なによりにけり風はあなりに吹く

と見つれど。住まへるまゝにて移り動かぬこと。あなみ。近頃河原の蓬、家主が、この家を、居なりに買うてくれぬかと頼まれる。

おにん。委任〔名〕。ゆだねまかすること。〔法〕英。Mandate。當事者の一人が、法律行為をなすことを、相手方に委託し、相手方がこれを承諾すること。又それによりて成立する契約。委任契約。

おにん。うら。委任裏書〔名〕。〔法〕手形の裏書人が、手形面の金額を取り立つるため、被裏書人をして、裏書人に代りて、手形上の権利を行はしむる目的の裏書。取立裏書。取立委任裏書。

おにん。けい。委任契約〔名〕。〔法〕おにん〔委任〕に同じ。

おにん。けい。委任經理〔名〕。〔兵〕陸軍軍隊の糧食被服消耗品及び陣馬馬匹に關する給與の定額を、各隊に交付して、經理を、その隊長に委任すること。委任せられたる隊長の監督の下に、經理委員ありて、その事務に當り、殘金生ずる時は、その費目に屬する積立金として、臨時使用するを得るものとす。

おにん。けん。委任權限〔名〕。〔法〕委任によりて與へられたる權限。

おにん。し。委任大員〔名〕。委任に任ぜられたる大員。各省大臣の委任によりて、任命令官〔名〕。各省大臣の委任によりて、任命令官を發する權限ある官吏。

おにん。じ。委任事務〔名〕。委任せられたる事務。

おにん。じ。委任者〔名〕。委任をなしたる人。〔委任者に對して〕

おにん。じ。委任狀〔名〕。〔法〕委任契約によりて、代理權を付與したる證として、書き受て委任に渡す文書。

おにん。だ。委任代理〔名〕。〔法〕委任契約によりて生ずる代理。〔法定代理に對して〕

おにん。だ。委任代理人〔名〕。〔法〕委任契約に依る代理人。〔法定代理人に對して〕

おにん。さ。委任統治〔名〕。〔法〕英。Mandate。或國が、他の國又は國際聯盟の委任を受けて、他國の或地域を統治すること。例へば、西曆一八七八年、奧太利、比利時、露、英、法、獨逸、土其の委任に基つて、ボスニア〔Bosnia〕及びヘルツェゴビナ〔Herzegovina〕の二州を統治し、英國が、サイプレス〔Cyprus〕島の委任統治を得、又、世界大戰後、戰勝諸國が、戰敗國たる獨逸、土其の領土の一部を、國際聯盟の委任によりて統治する類。

おにん。さ。委任統治權〔名〕。〔法〕或國が他國の或地域に行使する、委任統治の權力。

おにん。さ。委任統治地〔名〕。〔法〕その國の委任統治に屬する地域。

おにん。め。委任命令〔名〕。〔法〕法律の委任によりて、立法事項又は法令事項を定むる命令。〔緊急命令執行命令、獨立命令に對して〕

おにん。め。女と共にと臥す。同。〔古語〕記。沖つ鳥鴨どく鳥にわがぬし妹は忘れじ世のこととに。

おにん。め。居實〔名〕。船底の縁。

おにん。め。居拔〔名〕。あき〔居退の轉訛〕。

おにん。め。圍繞〔名〕。とり圍むこと。とりまこと。〔袂衣、提婆衣、ただ外道の〕などいふらん者だ、今宵の御上には、皆、あねうらんとおぼゆるに。

おにん。め。遺尿遺溺〔名〕。〔あし〕遺尿。〔あし〕小便を洩らすこと。夜尿。

おにん。め。遺尿症〔名〕。〔醫〕遺尿する病。夜尿症。

おにん。め。圍繞地〔名〕。或土地を圍繞せる土地。袋地。〔のまはりの地〕。

おにん。め。圍繞面〔名〕。〔英〕。the surrounding area。限ある空間の周圍なる面。

おにん。め。居眠る。居睡る。〔動四自〕あねむる〔居眠る〕に同じ。〔言〕〔俗〕あねむる。〔居眠る〕に同じ。

おにん。め。居眠居睡〔名〕。あねむること。あねむる。坐睡。

おにん。め。居眠る。居睡る。〔動四自〕坐りながらあねむる。あねむる。坐睡。無村。〔あねむるに我に隠れん冬ごもり〕。

おにん。め。維那〔名〕。〔佛〕維那。〔維那〕を見よ。〔維那〕。〔佛〕。〔維那の調聲〕。

おにん。め。猪足。〔名〕。〔兩端、猪の蹄に似たるよりいふ〕ききまき〔絹袋〕に同じ。〔和名〕猪足。非乃阿之。〔膝〕に同じ。〔膝〕に同じ。

おにん。め。牛膝〔名〕。〔植〕あのかち。〔牛〕。

おにん。め。井上。〔名〕。江戸幕府の幕閣四家の一。道碩を始祖とし、二代目以後、悉く因碩の名を繼ぎ、明治維新後、關西に移住す。

おにん。め。井上。〔名〕。井上郎兵衛。〔名〕。〔人〕。あのかち。〔井上播磨〕に同じ。

おにん。め。井上。〔名〕。〔人〕。明治維新の功臣。通稱は開多。三葉また世外と號す。周防國の人。文久三年、伊藤博文等と英國に留學す。薩長二藩の聯合に盡力し、維新後、殊に財政、經濟に著眼し、大藏大輔より、外務卿に累進して、伯爵を授けらる。後、諸官を経て、三十二年大藏大臣となる。三十七年、大勳位に敘せられ、菊花大綬章を賜はり、四十一年侯爵を陞授せらる。大正四年薨す。年八十一。病篤きに及び、從一位に叙せられ、菊花類飾章を賜はる。

おにん。め。井上金峨。〔名〕。〔人〕。儒者。江戸の人。名は立元、字は純卿、通稱は文平。考槃翁、柳塘閑人の別號あり。初、仁齋の學を修め、後、漢唐の註疏學と宋明の義理學とを折衷し、折衷學派の祖となる。天明四年歿す。年五十三。

おにん。め。井上國貞。〔名〕。〔人〕。劍工。大阪の人。眞政の子。通稱は國右衛門、和泉守と稱す。日向國飯飯〔名〕に移

り住み、天文以來の名工と稱せらる。寛文・延寶頃の人。

おにん。め。井上黒。〔名〕。信濃國上高井郡井上村の産なりしよりいふ。もと河越重房、後鳥羽上皇に獻せし馬。後平宗盛、上皇より賜はり、又、知盛、これを預かり、一の谷の戰に騎して奮戰す。後、又、河越、これを取て、上皇に獻す。河越黒〔名〕。平家信濃國井上だちにてありければ、井上黒とぞ申しける。

おにん。め。井上。〔名〕。〔人〕。政治家。幼名は多久馬。精陰と號す。肥後國熊本藩士。明治政府に仕へ、法制局長官となり、法律の起草及び審査に與りて、殊功あり。遂に正三位・文部大臣に進む。明治二十七八年、子爵を授けられ、尋いで歿す。年五十二。當時の勅令、憲章の草案は、多くその手稿に係る。

おにん。め。井上士朗。〔名〕。〔人〕。俳人。尾張國名古屋の人。名は正春、專庵、又、仙庵ともいひ、琵琶園、枇杷園、木樹堂、松翁とも號す。もと支那と云ふ。晩年門下の高足。醫を業とし、繪畫に巧み、又琵琶を善くす。文化九年歿す。年七十一。

おにん。め。井上通。〔名〕。〔人〕。才女。讀後國丸龜藩士井上儀左衛門本國の女。後に感通女と稱す。好みて、和漢の書を讀み、天和元年、丸龜侯の母公養性院に侍して、江戸に出でし時の作に、東海紀行あり。江戸に留まること九年、養性院の歿後、丸龜に歸りし時、又、歸家日記の作あり。後、三田宗洋に嫁し、子義隆、藩の侍講となる。元文二年歿す。年七十九。

おにん。め。井上。〔名〕。〔人〕。筑後國久留米の人。妻十三歳の時、飛白の體を發明す。謂はゆる久留米飛白これなり。明治二年歿す。年八十二。

おにん。め。井上播磨。〔名〕。〔人〕。次條の略。諸國はな上、淨瑠璃の太夫に、井上播磨とて、さまざまの節を語り出して、諸人に口眞似させける。

おにん。め。井上。〔名〕。〔人〕。上方。淨瑠璃の開祖。京都の人。通稱は市郎兵衛。虎屋源太夫に淨

ををるりら よゆや もめんむまま はへふひは のねねに とてつちた そせすしき こけくきか おえういあ

いひ火の象を寫し、太陽の意を寓して、摩
視するなりとも、又、印の目の義にて、摩
利支天の印相なりとの説もあるに依れ
ば、「いのめ」の假名なり。器物の裝飾と
して用ふる彫形（カマ）の紋。

おのしし

あはし

「植」水龍骨(ワサビ)科に属する多年生の羊齒植物。葉は羽状複葉にて、細長く八九寸乃至二尺餘に達し、葉軸に翅あり、小葉の下面の縁部に、子葉着生し、縁邊反捲して、これを覆ふ。觀賞用とす。けいそくしだ。

おはい 位牌(名) 死者の戒名もしくは俗名を記して、祭る時の主とする木牌。靈牌。位版。木主。神主。

位牌に泥を塗る(句)次條に同じ。

位牌を汚す(句)死に父祖の名譽を毀損す。

おはい 違背(名) たがひそむくこと。違反。

おはいじよ 位牌所(名) 位牌を安置せ位牌所を潰す(句)父祖より譲られたる身代を減らして、零落す。懸棺普八丈「この家督を譲る程に随分、商(ナ)精出して、位牌所を潰さぬやうに」

おはいじろ 位牌白(名) さくつき(笏類)に同じ。

おはい 位牌堂(名) 位牌を安置せおはいぢやう 位牌知行(名) 先代が勳功により得たるを受け継ぎたる知行。鎌倉親の讓の金銀にて身を過ぐすは、武士の位牌知行取つて暮らすに同じ。

おはう 位袍(名) 位階の高下によりて、一定せる色の袍。天皇の黄袍(染)の御袍をも含めていへり。あを(位模)参照。

おはう 遺芳(名) 後世に遺る芳名。おはう(遺體)に同じ。

おはう 榮報(名) とりあつめたる報知。おはう 威望(名) 威光と人望と。正統記「天性、父にも兄にも及ばざりけるにや、威望もいつしか衰へ」

おはう 位望(名) 地位と人望と。おはう 遺忘(名) わすれること。ものわすれ。失念。

おはく 威迫(名) おどしせまること。脅おはく 帷幕(名) 周禮の天官備なる幕人の註に「在旁曰帷、在上曰幕」とあり。帷(と)幕(と)。たれまくと、ひきまくと。おまぐ(帷幕)に

あはしよ

帷幕の士(句)帷幕に参加する士。帷幕の謀をめぐらす臣下。「同じ。

おはじよ 居場所(名) あざろ居所に

おはじ 遺録(名) 佛「えはち(衣鉢)を見よ」遺り傳はりてある法統。

おはつ 遺髮(名) 死者の頭より刺り落したる毛髮。

おはふ 遺法(名) 前代より遺り傳はれる法則又は教法。前代より遺り傳はれる方法。

おはふ 違法(名) 法則に違背すること。おはふかう 違法行為(名) 違法なる行為。

おはふじよぶん 違法處分(名) 法「獨Boobswitzes Verfügung」權限を超え、又は法則に違背せる行政處分。

おはん 位版(名) あは(位牌)に同じ。

おはん 違犯(名) 法度を犯すこと。法規を破ること。おはん(違背)に同じ。

おはんじや 違反者(名) 違反する人。おはんじ 居離子(名) 能樂にて、その一部を、諸と拍子とにて演じ、仕手(シ)の舞ふことなきもの。

おはらさいかく 井原西鶴(名) 小説家。大阪の人。松壽軒又、萬翁二萬堂と號す。兼ねて、俳諧を西山宗因に學び、談林の鬼才と稱せらる。その小説は、謂はゆる浮世草子の魁楚にして、近松の戯曲、芭蕉の俳諧と共に、元祿文學の中堅をなす。好色一代男、好色五人男、好色一代女本朝二十不孝本朝若風俗・武道傳來記・武家義理物語・世間胸算用・續留など、最も有名なり。元祿六年歿す。年五十二。

おはり 威張(名) 威張ること。おはりや 威張屋(名) 威張る人。

おはる 威張る(動四自) 威を張る。幅を利(リ)かす。高ぶる。りきむ。

おび 萎靡委靡(名) なえしをるること。氣力を失ふこと。弱り縮むこと。

あびたり

あびたり 居浸(名) 居びたること。あびたれ。小兒などの、坐りたる儘にて小便を洩らすこと。すわり小便。

あびたる 居浸る(動四自) いりびたる(入浸る)に同じ。

あびたる 居浸る(動下二自) 前條に同じ。浮世(直)に居びたれて、又居候。

あびたれ 居浸(名) あびたり(居浸)に同じ。

あひん 渭濱(名) 支那の渭水の岸。渭濱の器(名) 句「儒光義の詩に「超超渭濱器」落山西名」とあり。たいこう 趙太公望参照。王者の師たる人物。渭濱の漁父(句) 人「太公望呂尚(の稱。などより胃に起る病の總稱。

あひやう 胃病(名) 飲食の不攝生及び三位以上(初は四位以上)の諸臣、位階の上下に應じて賜はりし食封(シ)。

あひふ品附(名) おぢおそること。畏おふ 畏附(名) あふ(畏服)に同じ。

あふ 威附(名) あふ(畏服)に同じ。

あふ 委託(名) あたく(委託)に同じ。正統よりづ、この君に委託し申させたまひける」(英・Abandonment) 保險の目的たる被保險物が、被保險者の過失に因らずして、殆ど全損し、又は被保險者に復歸せず、又は復歸の見込立たざる時、その物及びこれに附屬せる一切の權利を、保險者に付與すること。被保險者は、これによりて、保險金額の全部を請求することを得。

あふ 威武(名) いきほひたけきこと。武力。威威。武威。

あふ 慰撫(名) なぐさめ安心せしむる

あふ 遺風(名) 後世に遺り留まれる風化。餘風。あふ(遺俗)に同じ。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。あふ 威風(名) 威光ある容子。威光。

あふ

未だ母の胎内にありしこと、又その子。わすれたため。遺子。遺兒。

遺腹の子(句) 遺子に同じ。

あふ 威福(名) 服従せしむるために施す威壓と福徳と。

あふ 畏服(名) 畏れて服従すること。あふ 畏伏(名) 畏れて平伏すること。

あふ 威服(名) 威を以て、服従せしむること。

あふ 胃袋(名) 胃(胃)に同じ。

あふ 韻塞(名) 韻(韻)塞の轉「古語」古・古人の詩の韻字を掩ひ隠して、その何の字なるかをあて試みし遊戯。あふ 韻塞(名) 韻(韻)塞の轉「古語」古・古人の詩の韻字を掩ひ隠して、その何の字なるかをあて試みし遊戯。あふ 韻塞(名) 韻(韻)塞の轉「古語」古・古人の詩の韻字を掩ひ隠して、その何の字なるかをあて試みし遊戯。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。あふ 遺物(名) 死後に遺りたる物品。かたみの品。ゆゑもつ。

と。「芳。」

おぼく 遺墨〔名〕死者の生前の筆蹟。遺

おぼく 居佛〔名〕坐像の佛。立佛(たつぼつ)と

おぼん 違犯〔名〕おはん(違犯)に同じ。

おま 居間〔名〕常に起居する部屋。居

おま 便室。併つて居間(へりま)へ上りて。

おま 居間揚口〔名〕居間の入口。

おま 威猛〔名〕威ありて猛きこと。

おま 威猛(威猛)の威猛を、一時に碎かれ。

おま 帷幕〔名〕あはく(帷幕)に同じ。

おま 帷幕(帷幕)風捲いて。

おま 居交る(動四自)入りまじり

おま 宇(宇)人居まじり、苦しかるまじ

おま 居屏〔名〕蟹(蟹)にて汲みた

おま 居待の月〔名〕坐りながら待つこと。

おま 居待の月(居待)坐りながら待つこと。

おま 陰曆十八日の月。〔立待〕の月に、寝

おま 八日……居待の月さし出でて。

おま 居待月〔名〕前條に同じ。

おま 盛衰記「八月十八日の事なり。宮は、居待

おま 月を待ちわびて。

おま 居待月〔枕〕月の縁により、

おま 明(明)の意にて、地名のあかし(明石)に

おま かけていふ。萬葉居待月(居待)、明石の門

おま 〔ゆは夕されば沙を満たしめ〕

おま 居廻り〔名〕極めて近き位置。ち

おま 居廻り(居廻り)。あたり。附近。周圍。

おま 車座(車座)に坐る。宇(宇)鬼(鬼)も出て

おま 来たり。居まはりて、酒飲み遊びて。

おま 帷幔〔名〕帷(帷)と幔(幔)と。た

おま 井水〔名〕井の水。井水(井水)。

おま 遺民〔名〕前代より遺りたる民。

おま 猪向〔名〕一途(一途)に思ひ込み

て、他を顧みぬこと。

おむしろ 蘭席〔名〕蘭を編みて作れる

おむしろ 居村〔名〕その人の元來住へる

おむしろ 院〔名〕周圍に垣のある、大なる

おむしろ 家。伊勢(伊勢)の院の櫻に面白し。

おむしろ 僧又は道士の居所。上皇(上皇)法皇又は女

おむしろ 院(院)の御所。上皇(上皇)法皇又は女院。

おむしろ 上皇(上皇)法皇の時に二人以上おはします

おむしろ 時は、一院(一院)又本院・中院・新院と區別

おむしろ したり。増鏡院内の御敷はさるる事に

おむしろ 院の藏人(藏人)〔句〕あんし(院司)を見

おむしろ 院の御所(御所)〔句〕上皇又は法皇の御所。

おむしろ 院。仙洞。

おむしろ 院の昇殿〔句〕院の御所に於ける昇

おむしろ 院の殿上人〔句〕院の昇殿を許され

おむしろ たる人。内裏のみならず、上皇皇太子、

おむしろ 女院などにも、各、殿上人ありしなり。

おむしろ 増鏡宮つかさども、院の殿上人など、多

おむしろ く仕うまつれり。

おむしろ 院の傳奏〔句〕あんし(院司)を見よ。

おむしろ 院の拜禮(拜禮)〔句〕古、正月元旦、小

おむしろ 朝拜(朝拜)に先だちて、院の御所に参向

おむしろ して行ひし朝儀の式。左府延久五年

おむしろ 正月一日、辛巳、院拜禮。午刻、諸卿以下

おむしろ 來集。次垂書御座庇御簾(五間)。

おむしろ 次直御裝束也。

おむしろ 人(人)〔名〕支那にて、府の知事。

おむしろ 彈正臺の長官。天平實字中、左右京職

おむしろ 〔大夫〕の大夫を一時改めて呼ばし稱。

おむしろ 物又(物又)〔名〕員の字の音、正しくはあは

おむしろ 物又は人のかず。員數。

おむしろ 員に備はる〔句〕史記の平原君傳に

おむしろ 「毛遂曰、願即引以遂備員而行矣」と

おむしろ あり。數の中に加へらる。一員となる。

おむしろ 員に備はるのみ〔句〕一員たるのみ

にて、何の役にも立たず。

はらず、金の王女都の平水韻にては、百

七に改め、元の大徳中、陰時夫兄弟、百六

に改む。目(目)〔文〕英、*Almanac*。西洋の詩

に於て、句脚に、諧調のために、母韻及び

これに續く子韻の同一なる語、例へば

green and spheon との類を用ふる。稀あ

には、句の中途にこれを用ふる場合も。

韻に次す〔句〕次韻をなす。

韻に歩す〔句〕前條に同じ。

韻に和す〔句〕和韻をなす。

韻を押す〔句〕漢詩又は特別なる漢

文にて、同韻の文字を句脚に用ふ。押

韻(押韻)す。あん(韻語)参照。

韻を採る〔句〕たんあん(探韻)に同じ。

正統記「清涼殿にて作文(文)ありしに、

……所貴是賢才といふ題にて、韻を

採らるる事あり。

韻を踏む〔句〕韻を押すに同じ。

韻を用ふ〔句〕ようあん(用韻)に同じ。

韻を勒(勒)ふ〔句〕勒韻をなす。

おんか 韻歌・詞歌〔名〕〔文〕同韻の漢字

を用ふべき名詞又は動詞・形容詞を、每首

の終に用ひて、漢詩の押韻に擬したる和

歌。藤原定家の「拾遺愚草」に「春の草の

又夏草にかはるるまで今と契りし日こそ遅

けれ」見るかとはるるまは珍しきかざしかな

神代かけたる今日の葵に」等の作例を擧

げて、この名稱を附せり。俳人の間にも、

各務支考の「本朝文鑑」に「君見よ春と

秋と花咲けば花落つとよ、葉は落葉掃く

べきに、花に惱むわがころろと、句尾

に同列の假名を用ひたる作例を多く掲

げ、同じ人の「和漢文藻」には、「天つみ空

に鶴や飛びか、わが日の本の神ぞたふさ

き筆の林の花も咲くらん、硯の海の波は

尊號。上皇には「何院」、皇太后・御准母等

には「何門院」と申すを、例とせり。玉鏡記

「三條院隠れたまひて後、御子の教明(教明)の

御子、太子に居たまひしが、心と通れ

て、院號察りて、小一條院と申しさ。

身分ある人の戒名の、院の字を添へて、

「何院」と呼ぶもの。目(目)昔、法親王・入道

親王又は落飾せられたる内親王の院の

字を添へて「何院」と呼びしもの。四

修驗者などの、年功を経たる者の、院の字

を添へて「何院」と呼ぶもの。女御・院

號請けたる若手の先達。

おんがう 院號定〔名〕院號(院號)の

宣下に関する議定。〔韻學〕に同じ。

おんがく 韻學・韻學〔名〕おんがく(音

おんがく 院方〔名〕上皇・法皇・女院の

方。増鏡院方・内方と、人の心も引き

別るやうに。

おんかん 院勘〔名〕院よりの勘當。上皇

又は法皇よりの御咎。山崎記有「院勘二鑑

居」。

おんき 韻器〔名〕探韻の時、韻鏡(韻鏡)を

おんき 院議〔名〕「樞密院」「衆議院」な

ど、すべて、院の字を用ひたる國家の機關

又は團體などの議決。〔見よ。]

おんきやう 院給〔名〕「院宮(院宮)」の給を

おんきやう 韻鏡〔名〕「書」鏡は、原理

を明かならしむる義。支那の音韻に就き

て、開闢・清濁・四聲・七音等の區別を記し

たるもの。一卷、著者詳かならずとも、

唐末の作なるべしといふ。その音韻圖は、

第一轉に始まり、第四十三轉に終り、毎

轉、字音に開合の別を立つ。音韻學上、必

訂正・刊行せしもの傳はり、文永中、南都

轉經院の律師某、唐本文庫中にこれを得

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

と。

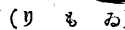
と。

と。

（韻塞）を見よ。三書森川許六の俳文同門及び門人の連句と發句とを掲げたるもの。二卷。許六及び僧李由の選。

おもんてんと慰問テント〔名〕出征軍人の娯樂又は便宜を計るために、戦地に、

（禮代）の略。「古語」
おや居屋・居家〔名〕すまへる家。住家。
方丈「おやばかりを構へて、はかばかしく



る意図
およし。居善し「形一」あるに善し。居心地よし。俳諧新選(禪眠)「若草やるよげに見

るわ る

あより

ゆる鶴の脚」
およる 居寄る【動四目】坐りながら近寄る。接近して坐る。大鏡見おこせ、居よりなどしけり」徒然「すり退つ」きたるに、なほ居寄りて」

おらい 委頼【名】委頼せむこと。「人おらう 遺老【名】生きのこりてある老

おらう 慰勞【名】なぐさめいたはること。ねえらひ。

おらうきん 慰勞金【名】慰勞のために給する金銭。

おらうくわい 慰勞會【名】慰勞のために催す會。

おらん 違亂【名】法規に違背し、秩序を亂すこと。太平記南都・北嶺、喧訴に及ば、……、法會の違亂なるべし」

おりの利益【名】遺りたる利益、取りのこ

おりの委吏【名】『孟子の萬章下篇に「孔子嘗爲委吏、曰會計當而已矣」とあり、委は委積の義』古、支那にて、米穀の出納を掌りし役人。

おりう 遺流【名】血筋の末流。子孫。後裔。運歩集「遺流、キリウ」

おりう 遺留【名】死後に遺ること、又、死後に遺すこと。遺失の結果残留すること。

おりうぶん 遺留分【名】『法』『英』に「portion」相続財産の内、被相続人の自由處分によりて、割奪することなく、必ずその相続人に遺留せざることを得ざるもの。即ち、相続人が、法定家督相続人たる直系卑屬、又、財産相続人たる直系卑屬は、被相続人の財産の半額を受け、その他の家督相続人及び配偶者、又は、直系尊屬にして、財産相続人なる者は、その三分の一を、權利として受けることを得る、その部分。

おりうぶんけん 遺留分権【名】『法』遺留分を得る權利。戸主が遺産相続人たる時は、遺留分権を認めず。

おりうぶんけんりじや 遺留分權利者【名】『法』遺留分を受くべき權利ある人

ありき

即ち、遺産相続人たる直系卑屬・配偶者、直系尊屬及び家督相続人。

ありき 威力【名】ありき（威力）に同じ。運歩集「威力、キリキ」

おりやう 遺領【名】死後に遺る所領。

おりやう 遺令【名】『りやう（令）はりやう（令）』の略、女院（女院）の御遺言。

遺令の奏【句】古、女院崩御の時、その遺言を奉呈して、喪司・舉哀・素服の停止を乞ひ奉りしこと。

おりやう 違令【名】令のの規定に違反すること。あきやく（違格）・あしき（違式）参照。

おりやうし 遺令使【名】女院（女院）の遺令を奉じ又は傳へ行ふ使。

おりやう 威力【名】いつ威力に同じ。

おりよく 威力【名】他を威服する勢力。威勢。

おりよくていさつ 威力偵察【名】『兵』斥候の任務を果さんとするに當り、敵のために妨げられんとする時、一まつ、一部隊を以て交戦に擬し、敵の射撃を挑みて、その兵力を計算すること。戰闘は主眼に非ざるが故に、偵察の目的を達し得たる上は、速かに退却すべきものとす。

おる 居る【動上】自【或場所】に止まる。しづまる。おちつく。住みつく。とまる。動かす。記「ほつ枝（こ）は鳥居枯らし」萬葉「霞の富士の山邊（か）にわが來なばいづち向きてか妹が歎かむ」源氏たなげなき女房など多敷して、くちをかしたからぬけはひにて居てはべる」三すわ

たる翁、二人來合ひて、同じ所にゐぬめり」宇治「立ちぬ、居ぬ、指（さ）をさしたど語りをれば」天皇皇后・皇太子に申す。『新撰新しき帝（み）のゐたまふりし』運兵七月にぞ、后（きさき）のゐたまふりし」四その場所に在り。在宅す。あり。をり。八笑人表の方より、卒八といふ友達、この家を覗きながら、おい、安波（あ）公、居るか、居るか」四他の動詞に助詞を添へ

ある

たる下に續けて、上の動詞の示す動作が完了又は繼續せる意を示す語。あり。をり。着（き）起きて居てもう寝たといふ夜寒かな」

居すば出合へ【句】『であふ（出合ふ）』四を見よ」相手のその場に居ぬを知りて、空威張（から）を爲す形容。

居た所べつたり【句】懶惰なるさまの形容。

おる 率る。將る。帥る。以る【動上】他ひきめる（率める）に同じ。源氏右大辨の子のやうに思はせて、ゐてたてまつる」

おる 斷る【動上】一他（ある）を（断る）を見よ」在宅しながら、來訪者に對して、不在を裝ふ。

おる あり【名】あり（圍爐裏）の轉訛。運歩集「圍爐裏、キリリ」一がら。餘類。

おる お 遺類【名】生き残りてゐる。なかも。

おる お 靈類【名】同じたぐひ。なかも。

おる お 威靈【名】いかめしく精神（しん）しきこと。威光。威徳。威勢。

おる お 威令【名】威嚴ある命令。嚴令。

おる お 遺令【名】遺言の命令。遺りやう（遺令）に同じ。

おる お 違令【名】命令に違背すること。

おる お 違例【名】常例に違背すること。正統記「先帝、三種の神器を相具せさせたまひし故に、踐祚の初の違例に侍りしかどもし故に、踐祚の初の違例に侍りしこと。不例。太平記違例の事あつて、且らく出仕をもせて」

おる お 偉置【名】すぐれてゐるはしきこと。りつぱ。壯麗。

おる お 違戻【名】たがひもとること。

おる お いざい 違令罪【名】陸海軍の刑法にて、哨兵・守兵を欺きて、哨所・守所を通過し、又は、哨兵・守兵の制止を肯んぜざる罪、非現役兵の、故なくして、召集の期限に後る罪、兵役忌免のために、詐偽の行爲ある罪、戰時等に、軍事上の虚偽の命令通報又は報告を爲す罪、戰時等に軍事上の虚言・飛語を爲す罪、空砲を發射すべ

あるいし

き場合に、物を装填して發射する罪、哨兵・守兵の、故なくして、銃砲を發する罪、戰時等に急呼の號報ありたるに拘らず、故なくして來會せざる罪、政治上の上白・建白その他請願を爲し、又は、演説若しくは文書を以て、意見を公にする罪、服從義務に違背すべきことを目的として、黨を結ぶ罪、及び、艦船の危急に際し、指揮を待たずして、その艦船を退去する罪（陸軍刑法には、この一項を缺く）の總稱。

おる お いし 違令使【名】ありやうし（遺令使）を見よ。

おる お いせん 威靈仙【名】「植」くかいさう（九階草）の漢名。

おる お 威烈【名】偉大なる功烈。大烈。

おる お 威烈【名】さかんなる威光。

おる お 遺烈【名】前人の遺し留めたる功烈。

おる お う 遺漏【名】もれのこること、又、もらしのこと。脱漏。遺脱。

おる お 位祿【名】位と祿と。大寶令の制度にて、正四位以下の者（初は正五位の者）に、位階の高下に應じて賜ひし祿。故なくして勤仕せざること二年に及べば、給與を停止せられ、女子には、男子の半を減じて給與せられたり。三位以上は、食封（し）の制あるによりて、これに與らざりしなり。

おる お くらき 位祿定【名】古、毎年二三月の頃、吉日を選び、公卿、陣の座に集まりて、位祿を賜ふべきと否とを議定せし儀式。

おる お 圍爐裏【名】（ろ）に同じ。

圍爐裏の間【句】圍爐裏を設けてある室。茶の間。庭園在る圍爐裏間……者「蘆薈草可三度（さ）也」を切りて、圍爐裏を置く。

おる お 違和【名】和に違ふ、即ち調和を失ふ義。漢書の彭越王傳に「聖躬違和」とあり。貴人の病氣。不例。違例。

おる お わく 居分【動下】二他【ある（居る）】を見よ」分れて坐らしむ。就「その日に

なりて、皆、方人(男)女、あわけてゐる。
おわたす 居渡す(動四他) 居渡らしむ。
紫式部日記「女房、二重・三重づつ居渡されたり」

おわたる 居渡る(動四自) 廣き場所に居並ぶ。一面に坐る。紫式部日記「形などをかき、若き人の限にて、さし向ひつつ居たりたりしは」

おわつらふ 居煩ふ(動四自) その所に身を置くことを、うるさがる。紫式部日記「北の方の御許に歸りたまひにしぞかし」

お唯唯(感) 恭しき應答の聲。
唯唯諸諾(句)「唯唯唯諸の義」相手の言ふがままに従ふ形容。

おん 委員(名) 選挙又は任命せられ、或事項の調査又は處理を擔任する人。
おんくわい 委員會(名) 委員の會議。
おんくわい 委員附託(名) 議會制なる國家機關。

おんせいど 委員制度(名)「法」委員を設けて、或事項を調査又は處理せしむる制度。
おんちやう 委員長(名) 委員を指揮し、委員會の事務を整理する職。

おんふたく 委員附託(名) 議會などにて、或議案の審査をその方面を擔任する委員に託すること。



【發音】お行第四の音。もと子音wが母音。に結び附きて發せしものにて、その發音の方法、位置は、中古までは、わ及びえの條下に設けるが如くなりしなるべけれど、後世に於ては、子音w脱落して、母音のみにとなりし結果、假名は舊來のままながら、實際の發音は、あ行のえと何等異なる所なきに至れり。なほ、あ行のえの條下を参照せよ。長音は、えと書くとゑと書くとの兩法あり。本書にては前者に依れり。

【語源】「あ」の直後に「い」又は「ひ」の續く場合には、通例あ行の「えい」の長音の場合と同じく「え」の長音に發音す。例へば、あせい(衛生)・あひ(醉)をエエエ・エエと發音する類。四一語の中に、あ(即ちあふ)の續く場合、即ちあふ(醉)の如きは、あ行のえふの場合と同様に、あの長音に發音す。この語、又、口語にては、二音節に分ちてヨウと發音し、後世は、直ちによふとも記すに至れり。

【漢語】漢語に「あ」の頭音を有する文字が「あ」の韻を有する文字の直後に續く時、その「あ」がネと轉呼せらるることある場合に就きては、ねの條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

【古くは】「あ」の條下を見よ。【古くは】「あ」の條下を見よ。

條下に設けるが如し。西洋語のwoの音を寫すに、えを用ふることあるは、その元來の發音を復活せしめたるものなり。

【字源】平假名えは漢字「惠」(吳韻エ)の草體變體平假名「惠」は「衛」(漢音エイ、吳音エ)の草體より出て、片假名エは「同」(吳音エ)の下部を取りたるものと「惠」(吳音エ)の古字「惠」の中部を取りたるものといひ、又、「惠」の草體に出でたりともいひて、一定せず。萬葉假名としては、前記「惠」・「回」・「惠」の外、字音に據れるものに「廻」・「會」・「畫」・「隈」・「穰」等、調を取りたるものに「殖」(ウエ)・「咲」(エ)等あり。

【餌】(名) 鳥・獸・蟲・魚などを飼ひ又は誘ふために與ふる食物。えさ。えじき。えぼ。和名餌・惠。以(食誘)魚鳥(也)。

【餌に打たる】(句) 餌に誘はれて、捕へらる。保護女(護)に(か)かれる鳥、餌に打たれん事を知らずして。

【會】(名) 佛の祭にて、多人數の寄り合ふ日は。法會(法會)。梵名(佛)の御法(會)の日は。佛の寄り集まること。くわい。集會。盛會。その座に有りける大名・小名、興に入りて、笑聲(聲)の會なりけり。

【會に逢はぬ花】(句) 後れて、法會の日に用ふるを得ぬ花。十日(花)の菊、六日の菖蒲に同じ。平家(今)は何の用にか合ふべき。六日の菖蒲會に逢はぬ花。

【繪畫畫】(名)「繪」の字の吳音「物」の形を、筆にて書き現はしたるもの。くわいぐわ。萬葉わが妻も畫に書き取らむ眼(目)もが旅行くあれば見つしぬばむ(目)繪が附く(句) 福運に有り附く(江戶時代の語)。

【繪に書いた地震】(句) 實際動かさる繪に書いた様(句) いつも同一にて、變化なき。

【繪の事は、素きより後にす(句)】「繪」

【繪の事は、素きより後にす(句)】「繪」

【繪の事は、素きより後にす(句)】「繪」

事(は)は素より後にすに同じ。「謠語」繪は神明前(句) 江戸時代に、芝神明の前の通路に、繪草紙屋多かりしよりいひし語。「決す」。

【繪を解く】(句) 埒のあやうにす。解すれば、有爲(有)の事に達するを智、無爲の空理に達するを慧とす。三學の一。事理を分別し、決定して、疑念を斷ずる作用。事理に通達する作用。(戒)・(定)・(慧)の三に對して。

【慧の矢】(句)「佛」「定」の弓に見よ。善國定の弓、慧の矢に和順して(諸曲龍虎)「愛染明王は、定の弓、慧の矢にて、惡魔を從へ給ふなり」。

【動自】(う) 飢うの連用形(飢)の約。「古語」我はやえぬ(飢)飯(に)あて(て)「思ふ」を見よ。

【助】嘆息の意。えや。えやし。「古語」え苦しき、水葱(水葱)の本(本)、井の本、吾(は)苦しき。

【あはせ】繪合(名) 物合(合)の一。左右、各繪を出だして競ふもの。後拾遺正子内親王の繪合しはべりけるに。

【あふき】繪扇(名) 繪を描きたる扇。衛(衛)の直隸省大名府開州以西、河南省衛輝府懷慶府邊に互りて領有せしもの。姫姓にして、爵は侯爵。周の武王の同母弟康叔を祖とす。周の諸侯中、最後に亡びし國なり。支那明代に、要害の地點を選び、一隊の兵員を駐屯せしめし所。直隸省の天津衛、山東省の威海衛など、その遺跡なり。

【衛の總公の鶴】(句) 支那の衛の第十七代總公、淫樂奢侈にして、民心服せず、鶴を好みて、軒(士大夫の乗る車)に載するに至りしが、西戎(西戎)來攻せし時、「君、鶴を好む、鶴をこそ殺せしむべし」とて、兵士戰ふことを欲せず、翟兵、遂に、總公を殺したりといふ故事。

【衛の總公の鶴】(句) 支那の衛の第十七代總公、淫樂奢侈にして、民心服せず、鶴を好みて、軒(士大夫の乗る車)に載するに至りしが、西戎(西戎)來攻せし時、「君、鶴を好む、鶴をこそ殺せしむべし」とて、兵士戰ふことを欲せず、翟兵、遂に、總公を殺したりといふ故事。

【衛の總公の鶴】(句) 支那の衛の第十七代總公、淫樂奢侈にして、民心服せず、鶴を好みて、軒(士大夫の乗る車)に載するに至りしが、西戎(西戎)來攻せし時、「君、鶴を好む、鶴をこそ殺せしむべし」とて、兵士戰ふことを欲せず、翟兵、遂に、總公を殺したりといふ故事。

【衛の總公の鶴】(句) 支那の衛の第十七代總公、淫樂奢侈にして、民心服せず、鶴を好みて、軒(士大夫の乗る車)に載するに至りしが、西戎(西戎)來攻せし時、「君、鶴を好む、鶴をこそ殺せしむべし」とて、兵士戰ふことを欲せず、翟兵、遂に、總公を殺したりといふ故事。